

## 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

### 1 現状

(1) 主な職種ごとの人数、平均年齢、平均給与月額等（平成19年4月1日現在）

区分	人数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
清掃職員	1,603人	46.3歳	379,487円	491,379円
学校給食員	675人	43.5歳	309,500円	365,403円
守衛	24人	46.8歳	345,971円	477,628円
用務員	824人	47.5歳	349,919円	413,380円
自動車運転手	45人	51.3歳	385,002円	512,402円
水道事業現場技術	638人	45.7歳	412,598円	486,891円
水道事業料金整理	20人	33.2歳	312,164円	361,266円
バス事業運転手	1,304人	43.4歳	306,309円	475,875円
地下鉄事業乗務員	254人	36.8歳	270,971円	397,349円
地下鉄事業駅務員	146人	47.0歳	359,406円	529,001円

(2) 民間企業の従業員（非正規の者を含む。）の平均年齢、平均給与月額

区分	平均年齢	平均給与月額
廃棄物処理業従業員	43.3歳	299,800円
調理士	38.9歳	278,500円
守衛	55.6歳	317,000円
用務員	53.9歳	227,200円
自家用乗用自動車運転者	55.6歳	267,300円
営業用バス運転者	46.0歳	493,800円

※ 「給料月額」とは、基本給のことです。「給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当、地域手当、超過勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

※ 民間企業の従業員の状況は、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しており、平成16年から平成18年までの3ヶ年の神奈川県内事業所に勤務する民間企業の従業員の平均値です。  
なお、廃棄物処理業従業員及び用務員については、都道府県別のデータが公表されていないため、全国の平均値を使用しています。

※ 横浜市職員が嘱託員・アルバイトを除く正規職員のみ状況であるのに対し、民間企業の従業員にはアルバイト等非正規従業員を含んだ状況であり、業務内容、経験年数、雇用形態等において完全に一致しているものではありません。

(3) 主な職種ごとの年齢別の人数・平均給与月額（平成19年4月1日現在）〔単位：円・人〕

職務区分	清掃職員		学校給食員		守衛		用務員		自動車運転手	
	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数
～17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
18～19	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20～23	※	1	※	1	—	—	—	—	—	—
24～27	324,573	13	254,141	20	※	1	245,655	5	—	—
28～31	353,641	87	278,908	36	※	2	278,687	15	—	—
32～35	394,888	170	303,092	66	※	2	312,507	62	※	1
36～39	418,243	222	324,095	113	※	1	346,632	95	397,834	3
40～43	465,498	180	347,108	134	429,941	4	375,560	115	433,889	4
44～47	511,917	216	380,895	127	459,537	3	407,846	138	504,476	8
48～51	538,888	156	418,472	64	※	1	438,988	102	547,009	4
52～55	553,477	223	448,915	31	505,961	4	466,310	105	560,421	7
56～59	561,487	335	471,053	83	613,260	6	479,167	187	547,379	18
60～	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

職務区分	水道事業現場技術		水道事業料金整理		バス事業運転手		地下鉄事業乗務員		地下鉄事業駅務員	
	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数
～17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
18～19	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20～23	—	—	—	—	—	—	※	2	—	—
24～27	※	2人	※	2人	—	—	277,520	14	—	—
28～31	362,935円	44人	308,842円	4人	342,508	13	291,179	41	※	1
32～35	399,956円	118人	368,397円	10人	378,169	153	349,377	56	385,041	4
36～39	436,608円	101人	409,470円	3人	419,492	273	435,828	51	425,298	9
40～43	461,843円	50人	—	—	472,544	333	470,198	73	509,327	49
44～47	527,832円	29人	—	—	516,031	239	496,047	15	531,852	35
48～51	556,334円	29人	—	—	524,080	106	※	2	556,181	12
52～55	553,285円	82人	—	—	578,414	50	—	—	553,388	10
56～59	561,928円	183人	※	1人	574,201	137	—	—	606,117	26
60～	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合など個人情報が特定される場合については、平均給与月額の欄を「※」としています（数値のない欄については、すべて「—」としています）。

(4) その他給与に関する事項

① 給料表

技能労務職員には、3つの級で構成された技能職員等給料表（企業局（水道局・交通局・病院経営局をいう。以下同じ。）ではこれに類する給料表）を適用しています。

② 手当

法律及び条例に基づいて、扶養手当・地域手当・住居手当・通勤手当・期末手当・勤勉手当・退職手当を支給しています。

また、成規の勤務時間を超えて勤務した場合には超過勤務手当を支給しています。

なお、企業局についても基本的に同様な制度となっています。

③ 昇給基準

職員の勤務成績に応じて、年に1度、1～6号給の範囲で昇給できる制度があります（昇給しない場合もあります）。

企業局についても基本的に同様な制度となっています。

## 2 基本的な考え方

地方公務員の給与は、生計費のほか、国・他の地方公共団体・民間企業の給与等を考慮して定めることになっております（地方公務員法第24条第3項）。

そのうち、技能労務職員の給与については、生計費のほか、同一又は類似の職種の国・地方公共団体・民間企業の給与等を考慮して定めることになっております（地方公営企業法第38条第3項）。

本市においても、これらの状況を勘案したうえで、適正な給与水準を実現できるよう努めております。

（参考）

### ○地方公務員法第24条

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第24条 職員の給与は、その職務と責任に應ずるものでなければならない。

2 前項の規定の趣旨は、できるだけすみやかに達成されなければならない。

3 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

4 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。

5 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

6 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

### ○地方公営企業法第38条

（給与）

第38条 企業職員の給与は、給料及び手当とする。

2 企業職員の給与は、その職務に必要とされる技能、職務遂行の困難度等職務の内容と責任に應ずるものであり、かつ、職員の発揮した能率が充分に考慮されるものでなければならない。

3 企業職員の給与は、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情を考慮して定めなければならない。

4 企業職員の給与の種類及び基準は、条例で定める。

## 3 具体的な取組内容

### (1) これまでの取組状況

横浜市の技能労務職員の給与については、これまでも見直しを行ってきました。

まず、公民較差に基づく人事委員会勧告により、平成14年、15年、17年、18年、19年と給料月額マイナス改定を実施してきました。

また、諸手当については、平成17年10月から給料の調整額を廃止し、平成18年4月から（水道局は平成19年4月から）特殊勤務手当を全廃しました。

さらに、平成19年4月からスタートしている新人事給与制度を構築する際、昇給カーブのフラット化を行い、最大で約7%の給与水準の引き下げを行ったところです。

### (2) 今後の取組内容

- ① 技能労務職員の給与水準の見直しについては、①民間企業・②国・③他の地方公共団体の給与水準や、本市における給与構造（昇格・査定昇給等）の見直し等を踏まえながら、検討を行ってまいります。
- ② 民間企業の従業員の給与については、民間調査の実績のある人事委員会の協力を得る等により、引き続き、水準の把握に努めてまいります。

## 4 その他

### ■ 民間委託の推進、事務事業の見直し等

平成18年に策定した横浜市中期計画（平成18年度から平成22年度までの5か年計画）に基づき、「最適な主体・手法によるサービスの提供」という観点から、

○家庭系ごみ収集業務の委託化

○学校給食調理業務の民間委託化

○市立保育所の民間移管の推進

などの取り組みを着実に推進してまいります。